

# 平成28年第1回定例会会議録

四市複合事務組合議会

# 平成28年四市複合事務組合議会第1回定例会会議録

## ◎議事日程

平成28年2月16日（火）

午後3時30分開議

諸般の報告（辞職の許可、補欠選挙結果、議案等の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 会期決定の件

第2 議案第1号 平成28年度四市複合事務組合予算

第3 議案第2号 平成27年度四市複合事務組合補正予算

第4 議案第3号 損害賠償の額の決定及び和解について

第5 議案第4号 四市複合事務組合行政不服審査会条例

第6 議案第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

第7 議案第6号 四市複合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第8 議案第7号 四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第9 議案第8号 公平委員会委員選任の同意を求めることについて

第10 会議録署名議員の指名

.....

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後3時32分開会

集の挨拶をお願いします。

○議長（伊東幹雄議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年四市複合事務組合議会第1回定例会を開会いたします。

○議長（伊東幹雄議員） これより会議を開きます。  
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（伊東幹雄議員） この際、諸般の報告をいたします。

報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

〔諸般の報告は巻末に掲載〕

○議長（伊東幹雄議員） ここで、管理者に定例会招

集の挨拶をお願いします。  
○管理者（松戸徹市長） 本日は大変お忙しい中、各市の市議会開会前になりますけれども、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろより四市複合事務組合の事業に対しまして多大なご支援を賜っておりますこと、まず初めにお礼を申し上げます。

本日ここに、平成28年四市複合事務組合議会第1回定例会を招集させていただきました。ご審議をお願いする案件は、平成28年度四市複合事務組合予算、平成27年度四市複合事務組合補正予算、損害賠償の額の決定及び和解について、四市複合事務組合行政不服審査会条例、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、四市複合事務組合個人情報保護条例の一

部を改正する条例、四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、公平委員会委員選任の同意を求めることについての8案件でございます。これらの案件につきまして、ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

また、本組合の懸案であります第2斎場整備事業につきましては、現在、都市計画決定に向けた準備を進めており、地元習志野市と連携を図りながら関係各機関との協議や周辺企業等への説明なども行っております。平成28年度は建設実施設計を作成するほか、建設予定地を習志野市から取得する予定でございます。組合議会並びに関係市の皆様には、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

---

○議長（伊東幹雄議員） これより日程に入ります。

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

---

○議長（伊東幹雄議員） 日程第2から日程第8までの議案7案を一括して議題といたします。

〔議案第1号から第7号までは巻末に掲載〕

○議長（伊東幹雄議員） 提出者から説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（林田豊） それでは、議案第1号から議案第7号まで一括してご説明いたします。

初めに、議案第1号平成28年度四市複合事務組合予算についてご説明いたします。平成28年度予算書の3ページをお開きください。

平成28年度の歳入歳出予算総額は、第1条にありますとおり、歳入歳出それぞれ30億4560万円を計上いたしました。これは平成27年度予算13億9780万円に対し16億4780万円の増、率にしまして117.9%増でございます。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により、地方債を起すことにつきまして、7ページの第2表のとおり、地方債の目的を第2斎場整備事業とし、限度額を13億1090万円とするものでございます。

3ページに戻っていただきまして、第3条では、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の最高額を前年度と同額の7,000万円と定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書にて説明いたします。予算書の13ページをお開きください。

2の歳入予算でございます。

初めに、1款サービス収入でございます。これは特別養護老人ホーム三山園に係る介護報酬の公費分の介護給付費収入と自己負担金収入を合わせたもので、13ページ下段のとおり、4億7649万6000円を見込みました。前年度と比べ1777万6000円の増額、率にして3.9%の増でございます。増額の主な理由といたしましては、1日当たりの長期入所者数を前年度比2人増の98人、利用率では98%に、また短期利用者数を前年度比2人増の17人に、利用率では85%に、それぞれ受入数をふやすなどで増収を見込んでおります。

なお、介護給付費収入に比べ自己負担金収入の増加率が高くなっておりますが、これは17年度の介護報酬改定に伴い、多床室の居住に要する自己負担額が320円から840円に増加し、その分、公費で負担する介護給付費が減少したものでございます。

次に、14ページ、2款分担金及び負担金でございます。これは関係4市からの分賦金でございます。分賦金の内訳は、三山園及び馬込斎場に係る起債の償還金と、馬込斎場、第2斎場整備事業、議会及び事務局に係る経費でございます。

1目民生費負担金は三山園に係る起債の償還金と、議会及び事務局に係る経費の2分の1を合わせたもので、14ページ上段にありますとおり、1億2468万2000円を見込みました。前年度に比べまして555万5000円の減額、率にして4.3%減となっております。

2目衛生費負担金は、斎場に係る施設整備及び運営に要する経費と議会及び事務局に係る経費の2分の1を合わせ、7億9041万1000円を見込みました。前年度に比べ

4億1257万円の増額、率にしまして109.2%の増となっております。増額の主な理由でございますが、第2斎場整備事業におきまして、26年度から3カ年の債務負担行為をしております（仮称）第2斎場建設工事設計等業務委託料の年割額の増加と用地購入費の計上により関係市分賦金が増額するものでございます。

分担金及び負担金の総額は、14ページ中段にあるとおり、9億1509万3000円でございます。前年度に比べまして4億701万5000円の増額、率にして80.1%の増となっております。

次に、14ページ下段の3款使用料及び手数料でございます。これは斎場施設使用料と霊柩車の自動車使用料が主なもので、1億2046万8000円を見込みました。前年度に比べ341万1000円の減少、率にして2.8%の減でございます。減額の主な理由でございますが、遺体保管室の利用件数を平成27年度予算では26年12月から4室増加したこと、1,610件を見込みましたが、現状として利用件数が見込みより伸びていないことや有料控室の使用件数が増加しないことを反映させたものでございます。

15ページの4款財産収入は、職員の退職手当基金の運用収入で1万1000円を見込みました。

次に、5款寄附金でございます。特別養護老人ホーム三山園への寄附金を5,000円見込んでおります。

次に、16ページ、6款繰越金でございますが、平成27年度から28年度へ繰り越される歳入歳出差し引き決算見込み額の2億1682万6000円を計上したものでございます。

次に、7款諸収入は、斎場の納骨容器等の実費頒布による収入が主なもので、雑入を含めまして580万1000円を見込んでおります。

17ページ、8款組合債でございますが、第2斎場整備事業の（仮称）第2斎場建設工事設計等業務委託の中の実施設分1億2295万円と用地購入費16億2500万円に係る組合債で、起債充当率が75%ですので、13億1090万円を計上いたしました。

最後の繰入金金は退職手当基金からの繰入金でございますが、平成28年度に定年退職する職員がおりませんので、計上しないものでございます。

以上、歳入合計30億4560万円を計上いたしました。

続きまして、歳出予算についてご説明します。予算書の18ページをお開きください。

まず、1款議会費でございますが、議員報酬及び議会の運営に要する経費として234万2000円を計上しております。前年度に比べ5万円、率にして2.1%減となっております。これは視察先の関係から減額となったものでございます。

次に、2款総務費でございます。19ページから20ページにかけてとなりますが、特別職及び事務局職員の人件費と組合の運営経費などで9288万6000円を計上いたしました。前年度に比べ2010万4000円、率にして17.8%の減となっております。減額となりました主な理由ですが、27年度には定年退職する職員の退職手当2260万4000円の計上があったことなどによるものでございます。

次に、3款民生費でございますが、21ページから23ページにかけてとなります。これは特別養護老人ホーム三山園の管理運営に関する経費でございます。

1目老人福祉総務費は、主に三山園職員の人件費などの経費で3億3982万円を計上いたしました。前年度に比べ1710万1000円、率にして4.8%減となっております。減額となりました主な理由でございますが、平成27年度に定年退職する職員の退職手当1,734万円の計上があったことなどによるものでございます。

23ページの2目老人福祉施設費では、三山園が実施する特別養護老人ホーム事業、ショートステイ事業、デイサービス事業に要する経費及び施設の維持管理の経費として1億5264万4000円を計上しております。前年度に比べ268万9000円、率にしまして1.8%増となっております。増額の主な理由ですが、11節需用費で光熱費の使用量の削減と単価の下落により236万8000円の減額を見込む一方で、修繕料におきまして、非常照明用蓄電池の更新や中央監視装置の部品交換などで587万6000円の増額が見込まれていることなどによるものでございます。

また、18節備品購入費では、入所者の安全、安心確保を図るため、計画的に備品の購入を進めております。28年度は、離床を把握するためのセンサーコール2台、

フルクライニングの車椅子1台、体位変換、これは褥瘡予防のための除圧式マットレス1枚を購入してまいります。

これらを合計した民生費の総額は、23ページ下段にありますとおり、前年度比1441万2000円減、率にして2.8%減の4億9246万4000円を計上いたしました。

次に、4款衛生費でございます。24ページから27ページにかけて、馬込斎場の管理運営及び第2斎場整備事業に要する経費でございます。

24ページ、1目斎場総務費は、主に馬込斎場職員の人件費などの経費で1億1917万4000円を計上しております。前年度に比べ1957万3000円、率にして14.1%の減となっております。この減額の主な理由でございますが、平成27年度に定年退職する職員の退職手当1373万6000円の計上があったことなどによるものでございます。

25ページ下段、2目斎場施設費は、馬込斎場施設の維持管理に要する経費で3億4076万1000円を計上いたしました。前年度と比べ2939万5000円、率にして9.4%の増となっております。増額する主な理由でございますが、次のページの13節委託料におきまして、火葬担当職員の定年退職に伴う委託職員の増員と火葬件数の増加に伴う増額、通夜警備業務が入札年度となるため、設計額を計上したことに伴う増額などで1116万2000円の増額になったことや、15節工事請負費におきまして、待合・火葬棟用の冷温水機が老朽化したことに伴う更新工事費で7,000万円の計上したことなどで2157万7000円の増額となったものでございます。

26ページ、3目第2斎場整備費でございますが、第2斎場整備室職員の人件費及び関係市からの派遣職員の負担金のほか、13節委託費で第2斎場建設工事設計等業務委託料の28年度の年割額1億2653万2000円を計上したほか、土地境界確定に関する測量等業務委託料、周辺家屋調査等業務委託料、土壌汚染調査業務委託料、不動産鑑定業務委託料などで1億5680万4000円を計上し、17節公有財産購入費で用地取得費16億2500万円を計上するなど、前年度比17億4051万3000円増の18億4988万6000円を計上いたしました。

これら衛生費の総額は、27ページ下段にあるとおり、

前年度に比べ17億5033万5000円の増額、率にして312.8%増の23億982万1000円となります。

次に、28ページ、5款の公債費でございます。三山園の建替事業及び斎場の火葬炉増設等事業の際に借り入れた組合債の元金及び利子の償還金で1億307万1000円を計上しております。

最後となりますが、6款予備費につきましては、4501万6000円を計上いたしました。

それから、29ページから37ページまでは給与費明細書となっております。

38ページをごらんください。地方債の調書でございます。表の中ほど、前年度末現在高見込み額5億6575万3000円が27年度末の地方債残高見込み額でございます。右側の当該年度末現在高見込み額は、28年度末の地方債残高見込み額で4億6955万4000円でございます。

予算書の説明は以上でございます。

続きまして、議案第2号平成27年度四市複合事務組合補正予算及び議案第3号損害賠償の額の決定及び和解について、これは関連がございますので、あわせて説明させていただきます。

初めに、議案第3号損害賠償の額の決定及び和解につきましてご説明いたします。議案書の3ページをごらんください。

本件損害賠償請求事件は、特別養護老人ホーム三山園におきまして、平成24年4月19日午後9時ごろ、2階の入所者であります相手方のAさんがベランダから地上に転落し、外傷性胸部大動脈損傷、骨盤骨折などと診断され、入院日数125日、通院実日数17日を要した事故でございます。

Aさんは、平成23年2月25日に要介護度2、日常生活自立度Ⅲaの要介護認定を受けて三山園に入所しております。入所以降、自殺をほのめかす言動が見られる中、事故発生3日前の平成24年4月16日に2階から飛びおりようとしたところを介護職員に静止されることがあり、同日、転落を防止するために、Aさんの居室を含めた2階の居室の窓にサッシ用の補助錠を取りつけました。2日前の17日には、Aさんが落ちつきを取り戻した状況にあり、他の入所者からの取り外しの要望もあったことから、Aさんの居室以外の居室の補助錠を取

り外しました。事故前日の18日には、Aさん及びAさんの娘さんに対し、電気錠のかかる3階への居室に移動を提案いたしましたが、断られております。事故当日の19日午後9時ごろ、夜勤の介護職員が、Aさんが椅子を持って、親しくしていた入所者がいる218号室に入るのを確認したことから218号室に向かったところ、Aさんは持ち込んだ椅子を使いまして216号室前のベランダ柵を乗り越え、転落していました。

その後の経過でございますが、Aさんの弁護士が平成26年1月23日に三山園を訪れ、損害賠償請求書を渡されております。これを受けまして、組合として対応するため弁護士を選任しております。平成26年6月20日に市川簡易裁判所から調停期日呼出状が送付され、26年7月17日から10月23日まで計4回の調停が行われましたが、合意に至らず、調停は不調となっております。その後、平成27年1月16日付で千葉地方裁判所から口頭弁論呼出状が送付され、相手方からの損害賠償請求額は1561万4487円であります。

27年2月24日から11月16日まで計8回の弁論準備が行われ、9月25日の第6回弁論準備におきまして、裁判官から原告、被告双方に和解勧告が出されております。その後、原告のAさんに和解案が示され、第8回弁論準備におきまして、これをAさんが応諾したことから、平成28年1月25日付で、議案書1ページの2、要旨にありますとおり、和解金として220万円の支払い義務があることを認めるなど、5つの和解条項が裁判所より示されたものでございます。組合といたしましては、この裁判所から示された和解条項を受け入れるものとし、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号により議決をお願いするものでございます。

なお、和解金は、組合が加入しております全国社会福祉協議会社会福祉施設総合損害補償保険にて全額充当される見込みでございます。

続いて、議案第2号平成27年度四市複合事務組合補正予算についてご説明します。平成27年度補正予算書の1ページをお開きください。

ただいま説明しました損害賠償請求事件の損害賠償金を支出するため、補正予算のご承認をお願いするものでございます。

第1条により、歳入歳出それぞれ220万円を増額し、歳入歳出それぞれの総額を14億円とするものであります。

4ページにありますとおり、歳入におきまして、8款諸収入、1項雑入、1目雑入、2節雑入にて保険金の220万円を増額し、歳出では、3款民生費、1項老人福祉費、1目老人福祉総務費、22節補償、補填及び賠償金にて220万円を増額するものでございます。

議案第2号、議案第3号の説明は以上でございます。

続きまして、議案書の4ページでございます。議案第4号四市複合事務組合行政不服審査会条例についてご説明いたします。

平成26年6月13日に公布され、28年4月1日に施行される行政不服審査法の全部改正に伴い、法第81条第1項で審査庁の諮問機関として、地方公共団体におきまして附属機関を設置することが規定され、また同条第4項におきまして、当該附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項は機関を置く地方公共団体が条例で定めることとされておりますことから、本組合に行政不服審査会を設置するものとし、その組織及び運営に関する事項を定める条例を制定するものでございます。

なお、附則にありますとおり、施行日は平成28年4月1日でございますが、委員の任命に関する必要な準備行為は公布の日からとするものでございます。

次に、議案書7ページの議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

行政不服審査法の全部改正に伴い、改正が必要な本組合の3条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

第1条におきまして、四市複合事務組合情報公開条例の一部を改正いたします。改正点といたしましては、法の全面改正による法律番号の変更、条項追加による条項ずれの整備、不服申し立て手続が審査請求に一元化されたことにより、「異議申し立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に語句を変更するものでございます。

また、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における個別法の改正に倣った改正と

いたしまして、不作為に係る審査請求を諮問対象に追加、参加人の定義を明確化、審査請求の全部容認に係る諮問手続の例外規定の整備、第三者からの審査請求を棄却する場合の手続規定の整備、審理員の適用除外の規定を整備するものでございます。

第2条の四市複合事務組合個人情報保護条例につきましても、第1条と同様の改正といたします。

第3条の四市複合事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例におきましては、さきの2条例と同様に不服申し立て手続の一元化による改正をするとともに、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律における個別法の改正に倣った改正として、審査請求人等の提出資料等の交付請求権に係る規定を整備するものでございます。

なお、法の改正により、一般職の職員の給与に関する条例、退職手当支給条例の改正も必要となりますが、この2条例につきましては、四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例第2条におきまして、船橋市の条例を準用すると規定されておりますことから、組合条例の改正は行わないものであります。

続いて、議案第6号四市複合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明します。議案書11ページでございます。

この条例改正は、昨年12月24日の臨時会におきまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴う改正を行ったところでございますが、このたびの条例改正では、これまで適用されませんでした再委託、再々委託を受けた者及び委託以外で個人情報を取り扱う者としての派遣労働者等に対しても、個人情報保護条例を適用するための改正を行うものでございます。あわせて条例第54条に規定しております罰則につきましても、これらの者に対しても個人情報の取り扱いに関する責務を課すための改正を行うものでございます。

なお、施行日は平成28年4月1日でございます。

最後に、議案第7号四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書の13ページでございます。

地方公務員法の一部改正に伴い、平成28年4月1日から施行される地方公務員法第26条の6で規定されました、外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進する配偶者同行休業制度を条例で規定するための改正でございます。

本組合では、人事給与関係の条例を独自で制定せず、四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例第2条の中で船橋市の各条例を準用することと規定しておりますことから、配偶者同行休業につきましても、船橋市職員の配偶者同行休業に関する条例を準用するものとしまして、四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例第2条の中に追加するものでございます。

議案第1号から第7号までの説明は以上でございます。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） いろいろ伺いたいんですけども、まず、1号の予算について伺っていきます。

民生費の収入についてなんですけれども、昨年4月、8月と段階的な介護報酬の引き下げが行われたところです。また、一定所得以上の方のサービス利用料の自己負担額が2割になったり、低所得者の補足給付も縮小されております。これらが予算収入額にどのように反映されているかということで伺っていききたいと思います。

13ページの介護給付費収入なんですけれども、2015年度予算より、長期入所では減額、短期とデイでは増額を見込んでいるとのご説明でした。利用者数をふやしての見込み額ということでふえている部分があると受けとめましたけれども、各月、また年間の利用者数の見込みと1人当たりの単価の見込みについて変化も伺いたいんですが、一昨年度、昨年度、そして今回の2016年度の予算で給付、それから利用料の負担の1人当たりの単価がどのように変化しているのか伺いたいと思います。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 長期入所の介護保険による収入の単価は平成26年度8,881円、27年度8,715円、28年度8,484円、個人負担の単価は26年度1,735円、27年度1,735円、28年度2,033円でございます。また、短期入所の介護保険収入単価は26年度8,700円、27年度8,646円、28年度8,431円、個人負担の単価は26年度2,300円、27年度2,382円、28年度2,523円でございます。デイサービスの介護保険の収入単価は26年度1万100円、27年度1万122円、28年度9,841円、個人負担の単価は26年度1,800円、27年度1,642円、28年度1,797円となっております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） ありがとうございます。単価ですので、そんなに大きく差があるようには見えませんが、これが1カ月、年間の利用料になると、かなりの負担増ということになりますし、三山園の収入も減っているということが明らかな数字だったと思います。

さらに伺いたいんですが、こういう利用料の変化についてですけれども、2割負担になった方というのが現在どのぐらいいらっしゃるのか。それから、補足給付も縮小されたわけですけれども、昨年の8月からなので今変わらないのかなと思うんですけれども、この辺の変化についての数字をお知らせいただけるでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） まず、2割負担となった方の人数でございますけれども、平成27年12月の請求においての人数でございますけれども、長期入所が4人、短期入所が6人、通所介護が4人となっております。

加えて特定入所者の介護サービス利用の段階の変化でございますけれども、27年8月から変わっておりますけれども、27年と28年、引き続き入所している100名の入所者の利用者負担段階を比較いたしますと、第1段階については6名で変化はありませんでした。第2段階については47名から41名に、第3段階については23名から19名に、第4段階については24名から32名となっております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） ありがとうございます。これらの食費、居住費の引き上げというのも利用者にとって大変負担が重いという現状があると思うんですけれども、居住費は、2015年の3月までは320円、4月から7月までは370円、8月からは840円になっている。そして補足給付、減額される措置が外れてしまった方がいるということで、利用者の負担はふえていると、この予算からも見てとれると思いました。

それから、困難な方を結構努力して受け入れていただいているということなので伺っておきたいんですけども、措置での入所の状況はどのようになっているでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 三山園長。

○三山園長（兼子典久） 措置入所の状況につきましては、平成26年度が3人、平成27年度が1月末までが1人という状況になっております。そのうち3人が家族からの虐待により、もう1人は介護者の不明、独居により、いずれも地域包括支援センターの措置依頼に基づき入所となっております。

措置入所の定員数につきましては、入所定員40人を超える施設については2人が上限となっておりますが、平成26年度は年度中に1人が一般の入所となり、以降、新たに措置入所で1人ふえましたので、平成26年度中は常時2名の措置入所ということになります。措置入所定員につきましては、家族からの虐待が理由の場合が多いこともありまして、他者に入所の事実が明らかにならないよう、他からの問い合わせなど、全職員に注意を周知徹底し、居室の前の名札にも本名を書かないというような措置を講じております。

また、入所に関する費用なんですが、全額、当該関係機関へ請求しており、個人での負担、施設での負担はございません。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） ありがとうございます。細かいことを伺うようなんですけれども、この措置の方の自治体からの費用の入金とか、それは予算の中にはどこに反映されているのでしょうか。



○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。  
○管理次長（石田久隆） 介護給付費収入の中が含まれております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。  
○3番（渡辺ゆう子議員） はい、結構です。ありがとうございました。

次に歳出のほうで伺いたいんですが、人件費にかかわって伺ってまいります。21ページの老人福祉総務費、2節給料は一般職員39名分とのことですけれども、現在欠員はあるのでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。  
○管理次長（石田久隆） 正規職員については、現在、欠員2名となっております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。  
○3番（渡辺ゆう子議員） はい、わかりました。1節の報酬について、これは非常勤職員の報酬ですけれども、内訳は計27名分と伺いました。これについての欠員はいかがでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。  
○管理次長（石田久隆） 現在2名の欠員となっております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。  
○3番（渡辺ゆう子議員） はい、わかりました。人員の不足は派遣で埋めていると伺いました。27年度でも4月当初に人材派遣の業者と契約をして、派遣が必要なときに年間契約で月5名以内の介護職を受け入れているということなんですけれども、現時点で不足、欠員があるということで、4月から充足の見込みがあるのか。今後、それはどのように埋めていくのか。予算の中にはどのように反映されているのか伺います。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。  
○管理次長（石田久隆） 27年度においては、まず、非常勤職員の2名の欠員のうち、1名については人材派遣で補っております。正規職員につきましては、欠員2名については平成28年4月1日付で2名の採用を予定しております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。  
○3番（渡辺ゆう子議員） ありがとうございます。現在、非常勤職員の方は2名欠員ということでしたが、

今27年度ですけれども、1名を派遣でということなんですけれども、ということは、ずっと足りないままの体制でやってきているんでしょうか、伺います。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。  
○管理次長（石田久隆） 現在1名欠員となっております非常勤の募集につきましては、組合のホームページ、それからハローワークに出しております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。  
○3番（渡辺ゆう子議員） 定員が2名不足していて、1名しか埋めていないということでは、現状、定員不足のまま人員を回してやっているということなんでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。  
○管理次長（石田久隆） 30名の非常勤等を持っておるところですけれども、今2名欠員で、ただ、常勤換算を17名で計算しており、人数的には満たしていると考えております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。  
○3番（渡辺ゆう子議員） 数字が以前に伺ったのと違うのでわからないんですが、換算で言うと不足していないということなので定員は守られていると受けとめて、それは了といたします。

派遣の人材の受け入れですけれども、恒常的に毎年毎年利用していると思うんですが、原則、常勤、非常勤で手だてするというので全く予算化されていないんですけれども、それがずっと改善されないという、人材確保ができていない問題は深刻ではないかと思っております。常勤職員などの退職とか、不測の事態に備えてということで、同じ21ページの老人福祉総務費の7節賃金で臨時職員3名という予算がついているということなんですけれども、毎年同じ程度つけているんでしょうか。28年度（2016年度）では、臨時職員の活用というのをどのように計画して、この予算になっているんでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。  
○管理次長（石田久隆） 臨時職員につきましては、職員の退職、それから病気休暇、夏季休暇など、一時的に人数が少なくなったときの補充として、短期間の雇用として考えております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 2016年度にも退職とか、そういうことが想定されているのでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 現時点では想定しておりません。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 退職金の予算というものないので、予算から見て、定年退職とか、常勤職員さんの退職は予定されていないということだと思いますけれども、しかし、勤続年数を見ると結構短いんですよね。

そこで、しょっちゅう人がおやめになる状況で募集をしているということで臨時職員の方の手だても必要になっているのかな、それから派遣の契約も毎年のように必要になっているのかなと思いますので、非常勤と常勤の勤続年数を改めて伺っておきたいと思えます。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 常勤職員については8年10カ月、非常勤については3年2カ月でございます。これは特養の部分です。通所介護につきましては、常勤が19年4カ月、非常勤が2年3カ月となっております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 常勤の方でも8年10カ月という勤続年数は長いとは言えないと思うので、継続して勤務していただける条件をつくっていくことが重要だなと思いつながら今の数字を伺いました。

では、ほかのことを伺ってまいります。斎場の件なんですけれども、第2斎場整備費で27ページに記載がありますが、13節委託料の中身の資料をいただきました。その中で不動産鑑定業務の委託というのがありますけれども、これは複数者分でしょうか、1者分でしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 第2斎場整備室長。

○第2斎場整備室長（西正弘彦） 1者分でございます。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 周辺家屋調査とありますけれども、そんなに建物がくっついていないかなと思うんですが、道路などもあるので、家屋だけなのか、家屋じゃないものの調査もあるのか。具体的な調査の対

象物を教えていただきたいんです。

○議長（伊東幹雄議員） 第2斎場整備室長。

○第2斎場整備室長（西正弘彦） 家屋調査の内容につきましては、東側の隣接している敷地に1軒建っておるわけなんですけれども、そこの建物でございます。私どもの計画している建物からかなり離れていること、それから、隣接している建物が堅固なものであるということから外壁や外構の調査だけでございます。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） はい、わかりました。

それから、周辺整備の関連予算というものもあったんですけれども、これの内訳についても教えていただきたいと思えます。

○議長（伊東幹雄議員） 第2斎場整備室長。

○第2斎場整備室長（西正弘彦） 周辺整備関連等委託料でございますが、当該建設地の第2斎場建設によって、斎場利用者の自動車利用による周辺道路の交通への影響が考えられます。建設地周辺道路では大型車両が多く通行することから、斎場利用者の通行の安全を確保する必要があります。また、周辺企業からは道路の安全対策、それから渋滞対策による操業環境の確保が求められております。南側の進入道路設置については、特に強く要望されております。南側進入道路の設置については、現在、習志野市さんを初め関係機関との協議をしているところでございます。周辺整備関連等委託料としては、南側道路の設置が確定したときの場合の測量及び設計業務のほか、第2斎場の入り口である県道との交差点、それと斎場前面のハミングロードの改良等について設計業務を計上しているものでございます。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） ありがとうございます。

では、2号の補正と3号の損害賠償の決定について伺っておきたいんですけれども、この件に関し和解ということで額が提示されておりますが、過失割合は40%ということでした。ここの議案の資料、和解の理由の中に「入所者の安全を確保すべき施設の管理体制に不

十分な点があった」とあります。また、原告はいじめがあったなどの主張もありました。これは事実でないということで否定はしているとのことですが、こういうことに関して、事故にかかわって、組合としてどのような調査を行ったのか。また、この事故があったということでさらなる事故防止の対策など、どういう検証をされたのかについて伺っておきたいと思います。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） それでは、まず、事故後の調査についてお話をさせていただきます。

まず、三山園の当時の職員に対して、平成24年5月に転落に関しての事故調査をしております。これが5月3日から5月14日まででございます。その後、安全管理委員会において、24年5月21日、再発防止のための対策をどう考えるか。それから6月8日、三山園の転落事故に関する対策協議会、アンケートなどをもとに検証をしております。

それから、事故防止の対策といたしましては、設備面ではカメラの増設、また、記録装置をつけるようなことをいたしました。職員の資質向上といたしまして、職員の待遇、虐待、事故防止、技術向上などの研修に積極的に取り組むようにしております。

あとヒヤリハットといたしまして、介護職員が入所者と接している中で事故を未然に防げたけれども、冷やっとしたような事象につきまして、職員間で話し合い、情報交換、入所者の行動の特性などをみんなで共有するようなことをしております。

以上でございます。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 詳しく中身に触れられていないのでわからないんですけども、管理体制に不十分な点があったと和解の理由を述べている、その中身ですね。このことから安全配慮義務違反を認めて和解勧告を受け入れることとしたものであるとありますので、この辺、もうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 管理体制につきましては、

先ほど説明の中で、入所者の自殺企図がある中、1日後に入所者の居室以外の鍵を外してしまったこと、それから椅子を持って移動する入所者を職員が見ながら、気がついていて少し対応がくれたことなどに関して安全に対する配慮が欠けていたと考えております。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） ありがとうございます。それで再発防止なんですけれども、今、簡潔におっしゃったので、もっと詳細はあるんでしょうけれども、今のお話で気になったことは、接遇や研修を積極的に行うということなんですけれども、これは研修の回数をふやしたとか、中身をさらに充実させるとか、そういう具体的なことがあるのではないのでしょうか。その辺も教えていただければと思います。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 研修の参加の回数で申し上げますと、先ほど申し上げた接遇、虐待、事故防止、技術の向上、24年度が31件、25年度が50件、26年度が55件、27年度については年度途中でありますけれども、41件ということで、研修に参加をして戻ってきたときに、職員の全体会議において、職員同士でこのような研修を受けてきたというような研修の成果などを報告しております。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 研修を積極的にというのはちょっと違うのではないかと思うんですけども、やはり技術であるとか、人権の問題に配慮するとか、そういうところを高めていくための研修のさらなる充実が求められると思いますけれども、今のご答弁では、そこどころが読み取れませんでしたので、さらなる研修の充実ということは力を入れていただきたいと思えます。それが予算に反映していると思えないので、その予算についても充実が必要でないかということは感想的に述べておきます。

それと別の件で伺っていきます。議案4号に関連して審査会の設置ですけれども、委員の任命は管理者が行うという内容になっていますけれども、この委員の選

定というのはどのようにするのでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 委員の選定につきましては、船橋市で同様の不服審査会が設置されますので、船橋市で選定される委員の方にお話ししようと考えております。

○議長（伊東幹雄議員） 他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） まず、日程第2、議案第1号平成28年度四市複合事務組合予算について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論はありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 討論がありますので、まず、反対討論の方の発言を許します。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） では議案1号、賛成の立場で討論をいたします。

民生費について、昨年の介護報酬の引き下げ、サービス利用の自己負担増、食費、居住費の負担増と補給付対象削減の改悪が大きく影響している内容ということがわかりました。事業者には経営の困難、そして利用者には経済的負担増という予算になっております。貴重な公立の施設として、医療措置などを常時必要とする重度の方や認知症の方など、困難な条件を抱える方たちの受け入れに一層の役割を果たしていただくことを期待するものです。介護職員、看護職員とも不足している社会状況ですけれども、三山園も例外ではないという状況もわかりました。

三山園の勤務状況は、常勤職員の勤続年数の平均が特養では8年10カ月、デイでは19年4カ月。これに比べ、非常勤職員の平均勤続年数は特養で3年2カ月、デイで

は2年3カ月となっています。継続して勤務いただくためには労働条件の改善が欠かせません。必要な職員は正規職員として採用し、安定した人員確保を目指すことを求めるものです。

斎場費について、火葬業務の委託をしておりますけれども、この施設業務の根幹の委託は、事業主体である四市の専門性をなくしてしまうということが危惧されます。将来にわたっての火葬業務運営に支障を来すことになるのではないかと懸念するものです。

第2斎場予算の不動産鑑定費について、客観性、公平性の観点から複数の鑑定が必要であることを申し添えて賛成をいたします。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 他に討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 次に、日程第3、議案第2号平成27年度四市複合事務組合補正予算について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 次に、日程第4、議案第3号損害賠償の額の決定及び和解について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。  
討論はありますか。

[「あります」と呼ぶ者あり]

○議長（伊東幹雄議員） 討論がありますので、まず、反対討論の方の発言を許します。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊東幹雄議員） 次に、賛成討論の方の発言を許します。

渡辺議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 三山園は困難を抱えた方の受け入れに大切な役割を果たしていると思っております、それだけに、この事故から今後に生かすべくことをくみ尽くすことが求められていると思っております。利用者の特性に合わせたサービス技術の向上にさらなる努力をお願いしたいことを申し添えて賛成といたします。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 他に討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 次に、日程第5、議案第4号四市複合事務組合行政不服審査会条例について討論に

入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。  
討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 次に、日程第6、議案第5号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。  
討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 次に、日程第7、議案第6号四市複合事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。  
討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 次に、日程第8、議案第7号  
四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。  
討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。  
よって、討論を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。  
よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 日程第9、議案第8号公平委員会委員選任の同意を求めることについてを議題とします。

[議案第8号は巻末に掲載]

○議長（伊東幹雄議員） 職員に議案を朗読させます。  
[職員朗読]

○議長（伊東幹雄議員） お諮りします。  
本案については、直ちに採決に入りたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 異議なしと認めます。  
よって、直ちに採決します。

本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。  
よって、本案は同意することに決しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 日程第10、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に斉藤誠議員及び関桂次議員を指名します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 以上で、本定例会の会議に付された事件の審議は全部終了しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これをもちまして、平成28年四市複合事務組合議会第1回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午後4時40分閉会

.....

[出席者]

◇出席議員（12人）

議長	伊東幹雄
副議長	関桂次
議員	清水聖士
	松澤武人
	渡辺ゆう子
	つまがり俊明
	浦田秀夫
	斉藤誠
	成田忠志
	秋葉就一
	清水晴一
	宮本泰介

.....

◇説明のため出席した者

管理者	松戸徹
副管理者	黒田忠司
会計管理者	泉對弘志
事務局長	林田豊
管理次長	石田久隆

第2斎場整備室長 西 正 弘 彦  
三 山 園 長 兼 子 典 久  
斎 場 長 石 井 博 行  
代表監査委員 中 村 章

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

四市複合事務組合議会議長 伊 東 幹 雄  
四市複合事務組合議会議員 齊 藤 誠  
四市複合事務組合議会議員 関 桂 次